

香芝市告示第10号

香芝市広告掲載要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月19日

香芝市長 三橋和史

香芝市広告掲載要綱の一部を改正する要綱

香芝市広告掲載要綱（令和7年告示第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正案	現行
<p>(広告の掲載基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 市の広告事業の円滑な運営に支障を<u>来すもの</u></p> <p>(10)～(14) [略]</p> <p>(規制業種又は事業者)</p> <p>第4条 <u>次に掲げる業種及び事業者の</u>広告は、掲載しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始を申し立て、若しくは申し立てられた事業者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始を申し立て、若しくは申し立てられた事業者又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始を申し立て、若しくは申し立てられた事業者（ただし、民事再生法の規定により再生計画認可又は会社更生法の規定により更生計画認可の決定を受けた事業者を除く。）</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>興信所、探偵事務所等</u></p> <p>(7)・(8) [略]</p>	<p>(広告の掲載基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 市の広告事業の円滑な運営に支障を<u>きたすもの</u></p> <p>(10)～(14) [略]</p> <p>(規制業種又は事業者)</p> <p>第4条 <u>次の各号に定める業種及び事業者の</u>広告は、掲載しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は再生手続中の事業者</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>興信所又は探偵事務所等</u></p> <p>(7)・(8) [略]</p>

改正案	現 行
<p>(9) <u>香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団等」という。）が経営に実質的に関与している事業者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者</u></p> <p>（広告掲載の方法等）</p> <p>第6条 各所属課長は、自ら管理する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、<u>広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料、選定方法等</u>を別途定める。</p> <p>（組織）</p> <p>第8条 審査会は、副市長、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、会計管理者、議会議務局長並びに<u>教育委員会事務局教育部長</u>の職にある者をもって組織する。</p> <p>（庶務）</p> <p>第11条 審査会の庶務は、<u>広報に関する事務を所掌する課</u>において処理する。</p>	<p>（広告掲載の方法等）</p> <p>第6条 各所属課長は、自ら管理する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、<u>広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等</u>を別途定める。</p> <p>（組織）</p> <p>第8条 審査会は、副市長、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、会計管理者、議会議務局長、<u>教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長</u>の職にある者をもって組織する。</p> <p>（庶務）</p> <p>第11条 審査会の庶務は、<u>市長公室秘書広報課</u>において処理する。</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。